

令和8年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務

公募型プロポーザル実施要領（募集要領）

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務

(2) 業務の目的

琵琶湖北部地域の生物多様性を保全・再生するため、竹生島およびその周辺部の琵琶湖北部地域において、カワウの生息・営巣状況を注視しながら、銃器によるカワウの個体数調整を行う。また、状況に応じてサギ類の捕獲を行う。

(3) 業務内容および実施区域等

「令和8年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務説明書」のとおり。

(4) 契約の期間

契約の日から令和8年10月30日まで

2 予定価格

5,539,600円（消費税および地方消費税（10%）を含む。）

※ただし、カワウの生息状況や捕獲状況等により変更する場合がある。

3 参加者

公募による。

4 参加資格

以下の条件すべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないことおよび長浜市の指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(3) 滋賀県内に事務所・支店・営業所等の拠点を設置している者であること。

(4) 「令和8年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務説明書」に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。

※企画提案書等提出時にその能力を有する者であることが証明できる関係書類を提出すること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に
関与している個人または法人

5 説明会

開催しない。

6 担当部署

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会事務局

① 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課鳥獣対策室内)

TEL 077-528-3489 FAX 077-528-4846 E-mail: dg0001@pref.shiga.lg.jp

② 〒526-0033 長浜市平方町1152番2号(滋賀県湖北森林整備事務所内)

TEL 0749-65-6616 FAX 0749-63-4155 E-mail: dj33@pref.shiga.lg.jp

7 企画提案書の提出方法、提出先および提出期限等

企画提案書

提出書類：企画提案書および様式1、様式2

提出方法：持参または郵送によること。

提出先： 6 担当部署①または②の場所

提出期限：令和8年7月16日(木) 17時00分必着

提出部数：3部(正本1部、副本2部)

※なお、正式な見積書については、委託先候補者が決定の後、提出すること。

※持参する場合の受付時間は、土日を除く、平日9時00分から17時00分までとする。

※郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、提出期限までに届いていること。なお、郵送の場合はその旨を6まで連絡すること。

《記載する内容》

A 企画提案書

①捕獲にあたっての方法(人員の配置計画、使用する銃の点検等)

②竹生島におけるカワウの生息密度管理に係る提案

③回収にあたっての方法

④捕獲羽数、使用弾数の確認方法

⑤実行前の打ち合わせ、研修など

⑥連絡体制(緊急時も含む)

⑦その他必要な事項

※竹生島、葛籠尾崎および奥の州のエリア区分を参考に捕獲方法等を検討すること。

B 捕獲作業に十分な能力があると認められる書類

①過去5年間の実績、従事予定者リスト

②捕獲に従事する者の技量を示す客観的資料(A4で2枚以内)

8 プロポーザルに係る質問

提出書類：メールまたはFAX(様式は自由)

提出先： 6 担当部署①または②の場所

提出期限：令和8年7月9日（木） 17時00分必着

※メールおよびFAXによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。

※企画提案の審査に関する質問は受け付けない。

回答については、<公告HP>より回答する。

9 審査の方法および契約予定者の決定方法

(1) 当協議会が設置する審査会において、あらかじめ定めた審査項目および配点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、合計点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

(2) 審査項目および配点

審査項目		点数
I 提案内容について	(1) 捕獲方法	
	①安全性の確保	12
	②エアライフルでの捕獲効率性	12
	③散弾銃での捕獲効率性	12
	④竹生島におけるカワウの生息密度管理に係る提案	10
	(2) 捕獲羽数の確認、回収や研修会等の計画性	10
	(3) 連絡体制等の確立	8
II 能力について	(1) 従事者の能力	10
	(2) 業務実施についての組織的能力	10
III その他について	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大臣認可の有無	1
	(2) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結又は就業規則の労働監督署への届出の有無	1
	(3) 障害者の雇用の促進等に関する取組	1
	(4) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証の有無、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無	1
	(5) 環境マネジメントシステムの認証・登録の有無	1
	(6) 県内に本店を有する事業者であるか	1
IV 経費節減を意識した見積金額か		10
合 計		100

(3) 審査会が必要と認めた場合は、審査会が指定する企画提案書等の提出者に、ヒアリングを実施する場合がある。この場合の日程・場所等については、別途通知するものとする。

(4) 総合点の平均点で60点に満たない場合は、契約予定者とししない。

(5) 企画提案の採否（審査結果）は、別途通知する。

10 無効

次のいずれかに該当した場合は、無効となるので注意すること。

(1) 提出期限等に遅れた場合

(2) 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 見積金額が予定価格を超える場合

(6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

1 1 その他

- (1) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成、提出およびヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5) 採用された企画提案書に記載された提案内容は、原則、特記仕様書に反映されるものとする。